

## 2 生活困難層について

本調査では、生活につき困難を抱える世帯を、収入のみではなく、経済的困難の経験も含めて把握すべきであると考え、＜要素1＞収入と＜要素2＞支払困難経験の2つの要素に基づき、「生活困難層」を区分しました。

### 1 ＜要素1＞収入

OECD（経済協力開発機構）による定義に基づき、世帯員の人数ごとに収入を区分。

図表 2.1 世帯員の人数による収入区分

世帯員	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ	分類Ⅴ	分類Ⅵ
1人	60万円未満	120万円未満	180万円未満	240万円未満	300万円未満	300万円以上
2人	85万円未満	175万円未満	260万円未満	345万円未満	430万円未満	430万円以上
3人	105万円未満	210万円未満	315万円未満	420万円未満	525万円未満	525万円以上
4人	120万円未満	245万円未満	365万円未満	485万円未満	605万円未満	605万円以上
5人	135万円未満	275万円未満	410万円未満	545万円未満	680万円未満	680万円以上
6人	150万円未満	300万円未満	450万円未満	600万円未満	750万円未満	750万円以上
7人	160万円未満	325万円未満	485万円未満	645万円未満	805万円未満	805万円以上
8人	175万円未満	345万円未満	520万円未満	695万円未満	870万円未満	870万円以上
9人	185万円未満	365万円未満	550万円未満	735万円未満	920万円未満	920万円以上

### 2 ＜要素2＞支払困難経験

過去1年間に経済的理由による買えなかった経験、支払えなかった経験について、以下の6項目で判定。

①食料・衣類 ②電話料金 ③電気料金 ④ガス料金 ⑤水道料金 ⑥家賃

※①食料・衣類については、「よくあった」で2項目、「ときどきあった」で1項目として計算しました。

### 3 生活困難層を区分

＜要素1＞収入の分類Ⅲに該当する世帯のうち、＜要素2＞支払困難経験に2項目以上該当する世帯を生活困難層に、1項目以下の世帯を中間層に区分し、収入が分類Ⅴ以上の世帯を非該当層に区分しました。

図表 2.2 生活困難層区分

生活困難層			中間層		非該当層	
分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ ＜要素2＞ が2項目以上	分類Ⅲ ＜要素2＞ が1項目以下	分類Ⅳ	分類Ⅴ	分類Ⅵ

本調査では小学5年生と中学2年生の調査において、保護者調査票と本人調査票それぞれ別々に記入したのちに本人票のみ小さい封筒に封緘し、保護者が本人票入り封筒と保護者票を回収用封筒に同封することによるマッチングを行っています。

保護者票での生活困難層区分に基づき、本人票も区分しました。

図表 2.3 生活困難層区分結果

調査種別	全体	生活困難層	中間層	非該当層	判定不能
①0歳児保護者	817件 100.0%	41件 5.0%	191件 23.4%	540件 66.1%	45件 5.5%
②小学5年生児童	1,231件 100.0%	71件 5.8%	248件 20.1%	763件 62.0%	149件 12.1%
③小学5年生保護者	1,236件 100.0%	75件 6.1%	260件 21.0%	793件 64.2%	108件 8.7%
④中学2年生生徒	602件 100.0%	46件 7.6%	117件 19.4%	355件 59.0%	84件 14.0%
⑤中学2年生保護者	605件 100.0%	46件 7.6%	119件 19.7%	370件 61.2%	70件 11.6%

## 6 現在の暮らしについて

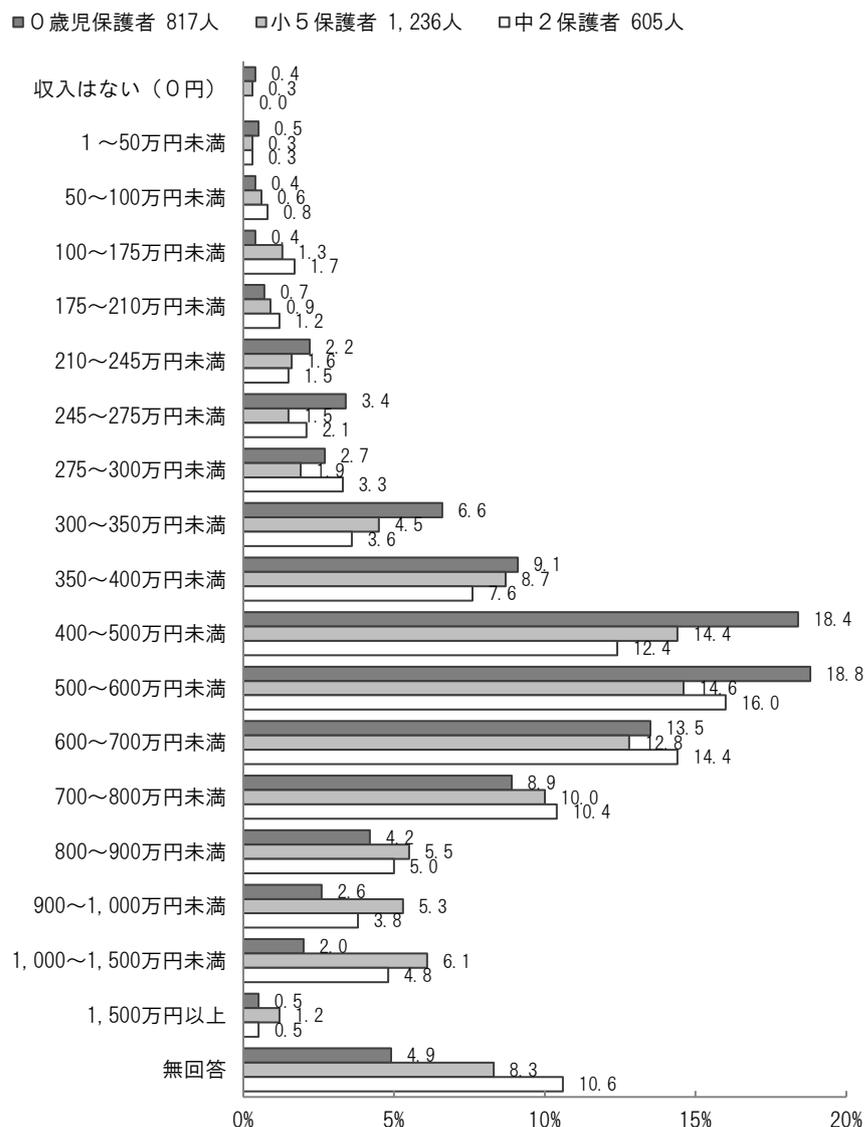
(1) 昨年1年間(2017年1月～2017年12月)のご家族の手取り収入(税金や保険料を引いた、実際に手元に入ってくるお金)の額を教えてください。(就労で得た収入のほか、公的な手当や援助による収入なども含めた1年間の手取り収入になります。)(〇はひとつだけ) <0歳児保護者 問30/小5・中2保護者 問29>

可処分所得については、0歳児保護者では「500～600万円未満」が18.8%と最も高く、次いで「400～500万円未満」が18.4%となっています。

小5保護者では「500～600万円未満」が14.6%と最も高く、次いで「400～500万円未満」が14.4%となっています。

中2保護者では「500～600万円未満」が16.0%と最も高く、次いで「600～700万円未満」が14.4%となっています。

図 6-1-1 可処分所得



生活困難層（3区分）別にみると、生活困難層では『350万円未満』が90%を超えています。非該当層では0.0%となっています。

図 6-1-2 可処分所得<生活困難層(3区分)>

(単位:%)

		n=(人)	収入はない (0円)	1~50 万円 未満	50~100 万円 未満	100~175 万円 未満	175~210 万円 未満	210~245 万円 未満	245~275 万円 未満	275~300 万円 未満	300~350 万円 未満	350~400 万円 未満
0歳児 保護者	全体	817	0.4	0.5	0.4	0.4	0.7	2.2	3.4	2.7	6.6	9.1
	生活困難層	41	7.3	9.8	7.3	7.3	14.6	19.5	12.2	9.8	9.8	2.4
	中間層	191	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	12.0	8.9	26.2	38.2
	非該当層	540	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小5 保護者	全体	1,236	0.3	0.3	0.6	1.3	0.9	1.6	1.5	1.9	4.5	8.7
	生活困難層	75	5.3	5.3	10.7	21.3	13.3	18.7	4.0	9.3	5.3	5.3
	中間層	260	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	2.3	6.2	6.5	20.0	38.1
	非該当層	793	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
中2 保護者	全体	605	0.0	0.3	0.8	1.7	1.2	1.5	2.1	3.3	3.6	7.6
	生活困難層	46	0.0	4.3	10.9	19.6	13.0	10.9	10.9	8.7	15.2	6.5
	中間層	119	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	3.4	6.7	13.4	12.6	35.3
	非該当層	370	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3

		n=(人)	400~500 万円 未満	500~600 万円 未満	600~700 万円 未満	700~800 万円 未満	800~900 万円 未満	900~1,000 万円 未満	1,000~1,500 万円 未満	1,500 万円 以上	無回答
0歳児 保護者	全体	817	18.4	18.8	13.5	8.9	4.2	2.6	2.0	0.5	4.9
	生活困難層	41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中間層	191	7.9	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	非該当層	540	24.7	27.7	20.3	13.5	6.3	3.9	3.0	0.7	0.0
小5 保護者	全体	1,236	14.4	14.6	12.8	10.0	5.5	5.3	6.1	1.2	8.3
	生活困難層	75	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中間層	260	20.4	5.8	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	非該当層	793	15.3	20.9	19.8	15.4	8.6	8.2	9.6	1.9	0.0
中2 保護者	全体	605	12.4	16.0	14.4	10.4	5.0	3.8	4.8	0.5	10.6
	生活困難層	46	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中間層	119	20.2	6.7	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	非該当層	370	13.5	23.8	22.7	17.0	7.8	6.2	7.8	0.8	0.0